

小川町小規模林業体等支援事業補助金交付要綱

（ 令和 4 年 1 1 月 1 日 ）
（ 告 示 第 1 5 3 号 ）

（趣旨）

第 1 条 この告示は、小川町内において小規模林業体が行う森林整備を促進し、民有林の健全な状況を維持し、もって森林の有する多面的機能の発揮及び林業の持続的かつ健全な発展を図るため、予算の範囲内において小川町小規模林業体支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、小川町補助金等の交付に関する規則（昭和 5 0 年小川町規則第 3 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 小規模林業体 自己又は他人の有する森林において、自ら森林整備を行う 3 人以上の団体をいう。
- (2) 森林整備 森林を育成するために行う除間伐やそのために必要な作業道の開設等を実施することをいう。

（補助対象事業等）

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の額等は、別表に定めるとおりとする。

2 補助金の交付は、1 団体につき 1 年度当たり 1 回を限度とする。

（補助対象者）

第 4 条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者が 1 人以上所属する小規模林業体
 - ア 小川町内に住所を有する者
 - イ 小川町内に森林を所有する者

(2) 前号のほか小川町長（以下「町長」という。）が適当と認める者

2 補助対象事業を実施しようとする土地（以下「補助対象地」という。）は、森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 5 条に規定する森林であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 小川町内にある民有林のうち人工林
- (2) 過去 5 年以内に森林整備が行われていない森林

3 前2項の規定にかかわらず、町長が適当でないと認めるときは、補助対象としない。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象事業の着手前に、小川町小規模林業体支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に必要書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第6条 町長は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは小川町小規模林業体支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助金を交付すべきでないと認めたときは小川町小規模林業体支援事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による交付決定に当たり、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(変更交付決定等)

第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、当該申請の内容を変更し、又は補助対象事業を中止しようとするときは、小川町小規模林業体支援事業補助金変更交付・中止承認申請書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは小川町小規模林業体支援事業補助金変更交付決定・中止承認通知書(様式第5号)により、適当でないと認めたときは小川町小規模林業体支援事業補助金変更不交付決定・中止不承認通知書(様式第6号)により補助決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助決定者は、補助対象事業が完了したときは、完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに、小川町小規模林業体支援事業補助金実績報告書(様式第7号)に必要書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第9条 町長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、現地調査等により速やかにその内容を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認め

たときは、補助金額を確定し、小川町小規模林業体支援事業補助金確定通知書（様式第8号）により補助決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 前条の規定による通知を受けた者は、速やかに小川町小規模林業体支援事業補助金請求書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第11条 町長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付された補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 補助金の交付決定後、補助決定者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明したとき。
- (5) 補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に、当該補助対象地の森林を森林以外の用途に転用（補助対象地の売渡し、譲渡又は賃借権、地上権の設定の後、当該対象地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）又は補助対象地上の立木の全面伐採をしたとき。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象事業	事業区分	事業概要	事業規模	補助金の額	備考
森林整備事業	除間伐	不用木の除去、不良木の淘汰であって、伐採率を本数で30パーセント程度を標準とするもの	1 施行地当たりの事業規模は0.1ヘクタール以上1ヘクタール未満の一団の森林とする。	町長が定める単価に事業実施数量を乗じた額 (1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額) 単価 1ヘクタール当たり100,000円	森林整備事業において、1団体の補助金の上限は、100,000円とする。
	作業道	森林整備を目的とする森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整第656号林野庁長官通知）に適合する作業道の開設、改良であって、幅員2.5メートル程度のもの	1 路線当たりの事業規模は10メートル以上とする。	町長が定める単価に事業実施数量を乗じた額（1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額） 単価 (1) 作業道開設1メートル当たり1,000円 (2) 作業道改良1メートル当たり500円	

機械支援事業	機械	施業の効率化等を図ることを目的に、小型林業機械をレンタルするもの		別紙に掲げる林業機械のレンタル料（機械運搬費（レンタルの開始及び終了時のものに限る。）及び補償料を含む。）の10分の3以内（1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額） ただし、返却時の修繕費等は除く。	機械支援事業において、1団体の補助金の上限は、50,000円とする。
--------	----	----------------------------------	--	--	------------------------------------

別紙

機械名	仕様
グラップル	バックホウ 容量0.25立方メートル以下
バックホウ	バックホウ 容量0.25立方メートル以下
林内作業車	積載容量2トン以下
フォワーダ	積載容量3.8トン以下
トラック	クレーン付きを含む。ただし、積載容量2トン以下
ザウルスロボ	アタッチメントのみとし、ベースマシンはバックホウ 容量0.25立方メートル以下
その他	町長が適当と認めたもの